

広島県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成二十九年二月十三日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 項 事	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病 院	広島鉄道病院	広島市東区二葉の里 三丁目1番36号	名称	医療法人J R広島病院